

業 務 委 託 仕 様 書

1 委託業務名

令和8年度ひろしま雪山誘客促進協議会全県事業実施業務

2 趣旨

ひろしま雪山誘客促進協議会（以下「協議会」という。）において、広島県北部の雪山を中心とした冬季観光客誘致及び地域の活性化を実現するため、これに必要なプロモーションの実施にかかる業務を委託する。

※ひろしま雪山誘客促進協議会：広島県観光連盟（以下「HIT」という。）・北広島町・安芸太田町・庄原市・廿日市市で構成され、広島県北部の雪山を中心とした冬季観光客誘致及び地域の活性化の実現を目的とする。

3 事業の目的

瀬戸内の温暖なイメージが定着している広島県において、県内の雪景色やスキー場などの冬季観光資源の認知度向上を図るため、Web、SNS、マスメディア、交通広告等の各種媒体を効果的に活用し、スキー場をはじめとする広島県北部の多様な魅力を県内外へ広く発信する。

また、県内スキー場の営業情報、積雪情報、アクセス情報等を一元的に提供する特設サイトを制作・運営し、利用者の利便性向上及び情報発信の強化を図る。

さらに、広島県内をはじめ、山口県、岡山県、福岡県など、誘客が期待できるエリアをターゲットとしたキャンペーンを展開することで、広島県の冬季観光ブランドの形成を推進するとともに、県内スキー場への誘客促進及び冬季観光需要の拡大を図る。

4 業務の実施体制及びスケジュール

受注者は、この委託業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。また業務実施体制及びスケジュールを明記した実施計画書を作成し、協議会に提出すること。

5 事業の概要

（1）目指す姿

スキー場をはじめとする広島県北部の幅広い魅力の発信により、認知獲得と誘客のきっかけづくりを目指す。また、事業実施後は取り組みの効果が可視化され、検証、次年度への改善が図れるように工夫すること。

（2）主なターゲット設定

ターゲットに合わせて媒体を選定することにより、効率的な認知獲得を目指す。ターゲットについてはエリアと属性で分けることとする。

エリア

南方面（広島市・廿日市市等）・西方面（福岡県等）・東方面（福山市・尾道市・岡山県等）をターゲットエリアとする。

・南方面（広島市・廿日市市等）

全市町スキー場への誘客およびリピート化が見込めるターゲットエリア、主な属性はファミリー層、シニア層。

・西方面（福岡県等）

近郊にスキー場がなく一番身近なスキー場が広島県となるエリア、大学生を中心とした若年層。

・東方面（福山市・尾道市・岡山県等）

庄原市のスキー場の主要マーケットかつ県内他エリアへの誘客も見込めるエリア

属性

・大学生を中心とした若年層

スノースポーツを始めるきっかけとなる年代であり友人と複数人での誘客が見込めるターゲット。

・ファミリー層

次世代育成・家族での誘客が見込めるターゲット。この層をターゲットとすることで、子供に対しスノースポーツに触れるきっかけをつくる。

なお、県内スキー場の来訪者数及び来訪者属性等については、別添「令和7年度（2025-26年シーズン）広島県スキー場来訪者数の動向」を参照すること。

6 委託業務の内容

前条の事業を企画・実施するため、次に掲げる業務を委託する。なお、協議会が直接行う業務を除き、これに係る一切の経費は、すべて受注者が負担すること。

（1）クリエイティブ制作

広島県の冬季観光及びスキー場の認知向上を図るため、複数年度にわたり活用可能なブランドクリエイティブ（ポスター・冊子（パンフレット）・チラシ・その他広告用素材など）を製作する。

（2）スキー場の積雪状況・営業情報等の発信

1. 対象情報

以下の情報を対象とし、正確かつ迅速に発信すること。

- ・各スキー場の積雪状況
- ・各スキー場の最新営業状況
- ・スキー場で実施されるイベント情報
- ・スキーツアーバスの設定状況等、その他スキー場に関連する情報
- ・掲載依頼のある各種 Web ページへのリンク等の情報

2. 更新頻度

各スキー場の営業期間中は、可能な限り毎日更新すること。

常に最新情報を提供し、利用者が正確な判断を行える状態を維持すること。

3. 発信方法

一般ユーザーが容易にアクセスできる方法により発信すること。

情報の発信方法及び更新方法については、受注者からの提案によるものとする。発信方法としては、以下の方法のいずれかを想定している。

① リンクによる発信

別途作成・運営するホームページ等において情報を掲載し、「ひろしま HOT ! SNOW」から当該ページへリンクを設置する方法。

② CMS による発信

「ひろしま HOT ! SNOW」の CMS を活用し、対象情報を直接登録・更新する方法。

③ HTML による流し込み

HTML による流し込みにより、Web ページ等へ反映・更新する方法。詳細は「別紙 1_DiveHiroshima 流し込みテンプレートに関するご案内」を確認すること。

なお、上記の方法に限らず、効率的かつ正確に最新情報を発信・更新できる方法について、受注者から提案することも可能とする。

（３）SNS を活用したプロモーションの実施

県内スキー場への誘客促進及び情報発信を目的として、SNS を活用したキャンペーンを実施すること。キャンペーンの企画内容、実施方法及び参加条件等については、提案によるものとする。

なお、誘客促進を目的として景品を設定する場合は、県内スキー場のリフト券や地域特産品など、本事業の目的に資する景品を用意すること。

また、キャンペーン終了後は、投稿数、リーチ数、エンゲージメント数等の実績を分析するとともに、情報発信効果及び認知拡大効果について検証し、その結果を報告すること。

（４）その他県内スキー場への誘客に資する取組

上記（１）～（３）に記載する以外に、県内スキー場の認知度向上及び誘客増加に資する取組があれば事業費の範囲内で提案し実施すること。

7 協議会との調整

（１）各種企画提案書、計画書、進捗状況報告の提出

- ①本業務に係るその月の進捗状況を毎月報告すること。
- ②本業務の中で、企画提案や計画書、進捗状況報告書の作成が必要なものについて、協議会から依頼があれば速やかに対応すること。
- ③必要に応じ協議会と協議を行い、業務を実施すること。

（２）打ち合わせ

- ①受注者は、業務遂行にあたり、協議会と月 1 回程度の定期的な打ち合わせを行うこと。
- ②受注者は、協議会との打ち合わせ結果を記録にまとめ、速やかに協議会に提出すること。

（３）報告書

委託業務終了後、本業務の結果概要を取りまとめた業務完了報告書と業務活動報告書を協議会へ提出すること。なお業務完了報告書は協議会が別途様式を指定する。報告書の提出は令和 9 年 4 月 6 日とする。

（４）その他

本業務の実施に際し、協議会の要請に速やかに対応すること。

8 契約期間について

契約期間は契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

9 秘密保持

- （１）本業務に関し、受注者が協議会から受領又は閲覧した資料等は、了解無く公表又は使用してはならない。
- （２）受注者は本業務で知り得た協議会及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

10 個人情報の保護

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

11 再委託

受注者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、協議会の承諾を得なければならない。

12 その他

- （１）受注者は、発注者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- （２）受注者は、著作権などの問題が生じないように配慮すること。
- （３）受注者は、その業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに協議会に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- （４）受注者は、委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず発注者に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- （５）受注者は、本業務の実施に当たって、不明瞭な点や改善の必要性があると認められる場合は、協議会と協議を行うこと